

社会保険 やまがた

No.632

7-8

2024年7-8月号

職場内で回覧しましょう

【紫陽花】 新庄市の「東山公園 あじさいの杜」では、7月中旬に35種約45,000株のあじさいが見頃を迎えます。



C O N T E N T S

日本年金機構

P2-3

- 「算定基礎届」の提出は、お済みですか？
- 社会保険手続きは電子申請でカンタンに！
- お役に立ちます！ワンポイント相談室^④

全国健康保険協会 山形支部

協会けんぽ

P4-5

- 「資格情報のお知らせ」の配付にご協力ください
- おしえて!やまがたさん! ~マイナ保険証での受診について~

社会保険協会

P6-7

- 「年金説明会」のご案内
- 一般財団法人山形県社会保険協会決算状況
- 「社会保険事務講習会」のご案内
- 社会保険協会 庄内支部・寒河江支部からお知らせ



「算定基礎届」の提出は、お済みですか？ 対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者(社会保険に加入している従業員)の標準報酬月額を決定するために、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届(以下「算定基礎届」)をご提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間(9月から翌年8月まで)固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

記入にあたっては、「算定基礎届」に同封の「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出をお願いします。

〈算定基礎届等の作成・提出時の注意事項〉

1. 算定基礎届の提出が不要な場合

以下の(1)～(4)のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和6年6月1日以降の資格取得者
- (2) 令和6年6月30日以前の退職者
- (3) 令和6年7月随時改定の月額変更届対象者
- (4) 令和6年8月、9月随時改定が予定されている旨の申出を行った対象者



2. 提出先

電子申請または仙台広域事務センターへ郵送

～届書記入等の主なポイント～

- ① 支払基礎日数が4・5・6月の3か月全て17日以上か。支払基礎日数17日未満の月がある場合、17日以上を月を対象として算出する。
- ② 特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上か。支払基礎日数11日未満の月がある場合、11日以上を月を対象として算出する。
- ③ 短時間就労者(パートタイマー)の支払基礎日数が4・5・6月の3か月全て17日以上か。全て支払基礎日数が17日未満の場合だが、15日以上のある月がある場合15日以上を月のみ対象としているか。
- ④ 給与の支払対象となる期間の途中から入社により1か月分の給与が支給されない場合は、その月を除く。
- ⑤ 前年7月から本年6月までに、賞与が4回以上支払われた場合、支払われた賞与の合計を12か月で割った額を4・5・6月の報酬に加算して算出する。
- ⑥ 4・5・6月のいずれも支払基礎日数が17日未満、又は、病気等による欠勤や育児休業・介護休暇等により、4・5・6月のいずれも給与が支給されてないときは、従前の標準報酬月額で算出する。
- ⑦ 3月前にさかのぼった昇給の差額分又は3月以前の給与を4・5・6月のいずれかの月に受けた場合、3月以前の昇給差額分(又は遅滞分)を除いた報酬月額の総計から算出する。



事業主の皆さまへ 社会保険手続きは \ 電子申請でカンタンに! /

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3～4日早く届きます。 **ぜひ電子申請をご利用ください!**

各サービスのご利用方法等の詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください



日本年金機構 電子申請

検索



日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

お電話でのお問い合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 → 「2番」をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日:午前8時30分～午後7時

第2土曜日:午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お役に立ちます! ワンポイント相談室^④

ねんきんネットについて



年金を受けとっています。「ねんきんネット」で何ができますか?



「ねんきんネット」で電子版「年金振込通知書」等の確認や年金見込額の試算ができます!

◆年金の受給に関する各種通知書の確認・ダウンロード

◆公的年金等の源泉徴収票の原本の再交付申請

電子版の確認や原本の再交付を申請できるもの

- 年金振込通知書
- 公的年金等の源泉徴収票
- 年金額改定通知書 など

◆様々な条件に応じた年金見込額の試算

試算の方法

- 現在の加入条件が60歳まで継続したと仮定した見込額を自動表示する「かんたん試算」
- 今後の職業や年金受給開始年齢など詳細な条件を自分で設定して試算する「詳細な条件で試算」

老後の生活設計を考えるのに便利です!

- 年金を受給される前の方は
 - ・年金の受給開始を遅らせた場合の試算
 - 年金を受給されている方は
 - ・働きながら年金を受け取る場合の試算
- ⇒年金受給開始年齢、各年齢ごとの年金の見込額などが表やグラフで表示されます!

ご利用登録は、とってもカンタン

日本年金機構のホームページで!

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



お問い合わせ

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <https://www.nenkin.go.jp/>



「資格情報のお知らせ」の配付にご協力ください

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了して、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

協会けんぽでは、加入者さまに安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者さまが加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続きを可能とするための「資格情報のお知らせ」を送付します。併せて、加入者情報（マイナンバーの下4桁）を記載し、マイナンバーの紐づけに誤りがないか確認を行います。

なお、資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下4桁）については、加入者さまに確実かつ効率的に送付するため、事業所さまを経由した送付により実施いたします。

事業主の皆さま・事業所のご担当者さまにおかれましては、従業員さまへの配付にご理解とご協力をお願いいたします。

※マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

全体の流れのイメージ

STEP 1

送付方法

被保険者・被扶養者それぞれ、個人ごとの封筒を以下の封筒または箱に封入し、事業所さまに送付させていただきます。

送付時期

【1回目】令和6年9月 【2回目】令和7年1月

送付物

【封筒】



- 予定サイズ(最大)
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm
- 封入されている通数
約150人分(最大)

または 【箱】



- 予定サイズ(最大)
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm
- 梱包されている通数
約150人分(最大)

STEP 2

「配付のポイント」を参考に、被保険者分と被扶養者分を従業員さまに配付をお願いいたします。



配付のポイント!

個人ごとの封筒の窓から、右記のように従業員さまの氏名(被保険者氏名)と封入されている方の氏名(対象者氏名)が確認することができます。

配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いいたします。

(記号)12345678 (番号)1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 花子 様



マイナ保険証解説動画 (YouTube)

マイナ保険証の制度や使用方法について動画でご案内しております。右の二次元コードからご覧ください。



【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)

おしえて！ やまがたさん!



～マイナ保険証での
受診について～



【やまがたさん】
総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン



【たなかくん】
総務課の新人

1

よし、自分も
マイナンバーカードで
受診してみよう!

12/2以降は
マイナ保険証での
受診が基本になるのよ!

病院にて

2

マイナ保険証で
受診したいのですが……

では、こちらの
カードリーダーに
マイナンバーカードを
置いてください。

受付

3

あら、まだ保険証利用の
お申込みがなされて
いないようですね……

ええっ!?
マイナンバーカードを
取得するだけじゃ
ダメなの??

受付

4

でも、大丈夫です!
カードリーダーを使って、
この場で利用登録も可能ですよ!

よかった～

事前の手続きをしていなくても、
マイナンバーカードを持参さえすれば、
病院の窓口で手続きが完結するのは
助かるな～!
みんなにも教えてあげよう!

受付

社会保険関係申請書・届出書の提出先



健康保険／厚生年金保険 の加入等に関する手続き

健康保険の給付や任意継続等 に関する手続き

日本年金機構 仙台広域事務センター

〒980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1
SS30 17階

全国健康保険協会（協会けんぽ）山形支部

〒990-8587 山形市幸町 18-20
JA山形市本店ビル5階

各申請書・届出書の提出先について、詳しくはこちらをご覧ください ▶



**協会けんぽの申請・届出は
郵送でお願いいたします。**

協会けんぽの申請書・届出書は、ホームページから印刷できます。
(なお、申請書・届出書は支部窓口・各年金事務所内に設置しています。)



【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7225 (音声案内1番)

お問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5階 TEL. 023-629-7225(代表)

協会けんぽ

検索

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

【会員事業所さま限定】「年金説明会」のご案内



これから年金を請求される方等を対象に、下記の日程で年金説明会を開催します。年金事務所の職員が年金制度や手続きについてわかりやすく説明します。資料代や参加費は無料です。

参加者を**当協会会員事業所の被保険者さまに限定し、1会場あたり1事業所さま最大5名まで**とさせていただきます。

参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

開催地区	開催日	時間	会場	定員
置賜	8月24日(土)	13:30~15:30	長井市民文化会館 長井市館町北5-10	40名
山形	8月31日(土)	9:30~11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保100	75名
置賜	9月7日(土)	13:30~15:30	伝国の杜 置賜文化ホール 米沢市丸の内1-2-1	50名
寒河江	9月28日(土)	10:00~12:00	東根市職業訓練センター 東根市中央1-3-1	40名
庄内	10月20日(日)	10:00~12:00	ホテルリッチ&ガーデン酒田 酒田市若竹町1-1-1	70名
新庄	10月26日(土)	9:30~11:30	最上広域交流センター(ゆめりあ) 新庄市多門町1-2	30名
庄内	10月26日(土)	10:00~12:00	東京第一ホテル鶴岡 鶴岡市錦町2-10	70名
寒河江	10月26日(土)	10:00~12:00	寒河江市技術交流プラザ 寒河江市中央工業団地153-1	40名
山形	11月30日(土)	9:30~11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保100	75名

一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況

令和5年度の事業結果と決算について承認されました。決算状況は以下のとおりです。

令和5年度正味財産増減計算書 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科目	5年度決算	前年度決算	比較増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	43,382,193	44,089,587	△707,394
(2) 経常費用	44,073,583	44,843,966	△770,383
当期経常増減額	△691,390	△754,379	62,989
2 当期一般正味財産増減額	△691,390	△754,379	62,989
3 一般正味財産期首残高	106,982,724	107,737,103	△754,379
4 一般正味財産期末残高	106,291,334	106,982,724	△691,390

※ 詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しております。

【会員事業所さま限定】「社会保険事務講習会」のご案内

健康保険、厚生年金保険及び労働保険の事務担当者さま（概ね1年以上担当経験のある方）を対象に、必要な知識の習得と適正な事務手続きの理解を深めていただくことを目的として、下表の日程で講習会を開催いたします。

【山形県社会保険委員会連合会後援の講習会です。】

参加者を当協会会員事業所さまに限定しての開催とさせていただきます。
参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。



【講習会の主な内容】

- 最近の取扱いの変更点
- 提出書類の記入誤りや記載不備により返戻される事例の紹介 など

地区	日時	会場	講師	定員
山形	10月11日(金) 13:30~16:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保100	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	75名
庄内	9月18日(水) 13:30~16:30	東北公益文科大学 研修ホール 酒田市飯盛山3-5-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	70名
置賜	11月12日(火) 13:30~16:30	伝国の杜 置賜文化ホール 米沢市丸の内1-2-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	50名
新庄	10月17日(木) 13:30~16:30	最上広域交流センター(ゆめりあ) 新庄市多門町1-2	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	30名
寒河江	10月17日(木) 13:30~16:30	寒河江市技術交流プラザ 寒河江市中央工業団地153-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	40名

社会保険協会 庄内支部・寒河江支部からお知らせ

健康づくり事業として、庄内及び寒河江支部でゴルフ大会を開催します。皆さまの参加をお待ちしております。

【寒河江支部健康づくりゴルフ大会】

日時	令和6年9月7日(土) 8時10分まで集合
場所	大石田ゴルフクラブ(大石田町)
参加費	2,000円
定員	20名

【庄内支部健康づくりゴルフ大会】

日時	令和6年9月14日(土) 8時まで集合
場所	庄内ゴルフ倶楽部(庄内町)
参加費	2,000円
定員	16名

《申込方法》 各ゴルフ大会とも ①参加するゴルフ大会名、②事業所名、③参加者氏名、④年齢を記載した申込書(任意様式)を各開催日の2週間前までにFAXにてお申込みください。ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。



申込先：一般財団法人 山形県社会保険協会 FAX 023-633-4114

お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町2-3-38 岩城ビル4F 山形県社会保険協会 検索

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114 URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>

健康レシピ さっぱりレモン煮

レモンに含まれるビタミンCには皮膚や粘膜の健康維持を助ける効果があります。



材料 [4人分] ◎1人当たりおよそ254kcal

鶏胸肉・・・1と1/2枚	白ワイン・・・大きじ3
じゃがいも・・・2個	イタリアンパセリ
レモン・・・・・・2個	・・・・・・・・少々
にんにく・・・・・・4片	A
オリーブオイル	〔コンソメ 小さじ2
・・・・・・・・大きじ2	水・・・・・・200ml

作り方

- ① 鶏胸肉は食べやすい大きさに切り、塩こしょう(分量外)を振り揉み込んだら、10分程下味をつける。
- ② じゃがいもは皮を剥きくし形切りにし、レモンは皮を剥き輪切りにし、にんにくは縦半分に切り芽を取る。
- ③ 中火に熱したフライパンにオリーブオイル、①とにんにくを入れ、焼き色が着いたら白ワインを回し入れ香りが上がったなら、じゃがいも、レモンとAを加え、蓋をして蒸し煮にする。
- ④ 器に盛り、イタリアンパセリを飾る。



社会保険協会費 納入のお願い



山形県社会保険協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の周知・広報や社会保険事業の円滑な推進、会員事業所に勤務する被保険者及びその被扶養者(ご家族)の皆さまの健康と福利増進のため、各種事業を行っております。

広報誌「社会保険やまがた」の隔月発行、社会保険事務講習会等の開催、指定施設利用の補助、人間ドック等の受診費用の助成などの事業を実施しており、これらの事業は納入いただいた会費により運営しております。

会員事業所さまにおかれましては、事業の趣旨にご理解賜り、令和6年度の会費納入につきましてよろしくお願い申し上げます。

6月にお送りしました「払込取扱票」により、7月末日まで納入していただきますようお願いいたします。



令和6年度「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」とし、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開しています。この取り組みの一環として、公的年金をテーマにしたエッセイを広く皆さまから募集しています。ふるってご応募ください。

内容

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族と公的年金のかかわり、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。日本語で1,000～2,000文字程度。

応募締切 令和6年9月9日(月)(消印有効)

応募資格 中学生以上の方

賞 厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

発表 受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページにて発表

後援 厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

詳細は、日本年金機構ホームページ【わたしと年金】をご覧ください。

